

# F-REI と地域との連携モデル創出事業 委託仕様書（案）

この仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が委託事業者（以下「乙」という。）に委託する F-REI と地域との連携モデル創出事業（以下「本事業」という。）を円滑かつ効率的に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

## 第1 実施目的

以下の目的を達成するため、本事業を実施する。

福島イノベーション・コースト構想（以下、「福島イノベ構想」という。）は、東日本大震災及び原子力災害により失われた浜通り地域等の新たな産業基盤の構築を目指すことを目的に平成 26 年に取りまとめられた国家プロジェクトであるが、福島イノベ構想の取組は、産業集積の形成・活性化に主眼があり、国の有識者会議において、「全体として更に連携を進めるための仕組み等が必要」、「研究者や技術者の人材育成体制や学術基盤の整備が必要」という指摘を受け、福島イノベ構想を更に発展させ、既存の研究施設等の取組に横串を刺す司令塔となる中核拠点として、令和 5 年 4 月に F-REI が設立された。

F-REI 設立から 3 年目を迎え、今後 F-REI の研究開発や産業化等の取組は本格的に進展していくことが見込まれる。F-REI は、福島の復興、福島イノベ構想を更に進めていく重要な機関であり、地域の多様な主体と結び付き、地域に根差した存在、いわゆる「おらが F-REI」となってその設置効果を広域的に波及させていくことが重要であるため、F-REI と地域が連携した取組の組成を推進することを目的とする。

## 第2 本事業の期間

契約締結の日から事業実施完了日まで

## 第3 事業対象エリア

福島県内全域

## 第4 業務の内容

### 1 地域における F-REI の研究開発内容の理解促進（業務 1）

(1) F-REI の取組の理解促進に向け、F-REI の研究開発内容をテーマとし、以下のいずれか、または組合せによる理解促進活動を開催すること。

（企画項目）

- ・サイエンスカフェ（カジュアルな場で研究者が話す住民向け講座・交流会）
- ・展示会／パネル展示（イラストや映像などを用いた研究内容の紹介・常設展示など）
- ・体験イベント（実験・模型・デモ体験を通じて研究内容を体感できるイベント）
- ・出前授業・科学教室（小中高校大学などへの訪問授業や公開講座の実施）
- ・動画・コンテンツ制作（映像、パンフレット、ウェブ記事などの作成及び発信）
- ・その他甲が必要と認める企画

(2) 対象者は一般県民とすること。

(3) 理解促進活動の参加人数（対象人数）は、1 回当たり 20 名程度以上、実施回数は委託契約期間内に 2 回程度以上を目安とすること。

(4) 理解促進活動において、F-REI の研究者等を講師等として参加させる場合、講師派遣の調

整は、企画提案内容を踏まえ、甲がF-REIと調整を行う。

- (5) 理解促進活動の実施に当たって、可能な限り集客等のための周知活動（チラシ、ポスター、SNSでの広報など）を行うこと。周知活動内容については企画提案により乙が実施すること。
- (6) 理解促進活動の実施に当たって、F-REI以外の関係機関（市町村、産業支援機関、企業等）との調整は乙が行うこと。
- (7) 理解促進活動の報告書（実施内容、成果などを取りまとめたもの）を提出すること。

## 2 F-REI と連携した地域の産業人材の育成（業務2）

- (1) F-REIの研究成果の産業化に必要な知識・技術・マインドを備えた産業人材の育成を目指し、F-REIと連携し、実践的な教育プログラムの構築とプログラムの実施を行うこと。
- (2) 人材育成の対象者は、ものづくりに興味があり、先進的かつ専門的な技術を学ぼうとする者（県内の技術者、大学院生、ベンチャー企業関係者等）とし、将来的な事業化・企業・技術移転を見据えること。
- (3) 教育プログラムの定員は、20名程度以上を目安とすること。
- (4) 教育プログラムの形式は、集合形式とし、オンライン講座、個別支援、実技指導などを組み合わせた形式とすること。
- (5) 教育プログラムの回数は、全3回以上を目安として、企画提案すること。
- (6) 以下の項目を目安に人材育成プログラムの企画・運営・評価を行う。企画提案により以下の項目以外のプログラムを企画・実施することは妨げない。
  - ・教育プログラムの設計（対象者に応じたカリキュラムの設計（全体構成、回数、内容等））
  - ・研修実施（講義、ワークショップ、メンタリング等の実施）
  - ・講師選定・運営（実務経験者・外部有識者の招聘、会場／オンライン運営）
  - ・成果評価（受講者アンケートなど）
  - ・報告書作成（実施内容・評価結果をとりまとめた報告書の提出）
- (7) 講師については、カリキュラム中、1回以上はF-REI研究者等を招聘すること。なお、講師の調整については、企画提案内容を踏まえ、甲がF-REIと調整を行う。

## 3 F-REI の立地を踏まえた地域振興（業務3）

- (1) F-REIの立地を踏まえ、地域資源の活用、地域の賑わいの創出、交流人口の拡大、まちづくりなど、地域全体の活性化につなげるため、以下のいずれか、または組み合わせによる取組を実施すること。

（企画項目）

- ・F-REIと連携した商品、ノベルティ、サービスの開発
- ・F-REI関係者に向けた現地視察、移住体験ツアーの実施
- ・F-REIと連携した移住促進コンテンツ、企業等のPR動画の制作
- ・F-REIと連携した農林水産業の振興の取組
- ・ワールドロボットサミット2025 過酷環境F-REIチャレンジの開催に向けた地域の機運醸成の取組
- ・復興庁事業「浜通り復興リビングラボ～サイエンス×官民共創まちづくり～」(※)における実証事業の実施に必要な取組
- ・F-REIの立地を踏まえた地域課題の解決に繋がる取組
- ・その他甲が必要と認めた取組

(※) 復興庁HP「浜通り復興リビングラボ～サイエンス×官民共創まちづくり～」URL

<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-15/20230823110219.html>

- (2) 地域振興活動の実施に当たっては、可能な限り周知活動（チラシ、ポスター、SNS での広報など）を行うこと。周知活動内容については企画提案により乙が実施すること。
- (3) 地域振興活動の実施に当たって、F-REI の参画調整は、企画提案内容を踏まえ、甲が調整を行う。
- (4) 地域振興活動の実施に当たって、F-REI 以外の関係機関（市町村、産業支援機関、企業等）との調整は乙が行うこと。
- (5) 地域振興活動の報告書（実施内容、成果などを取りまとめたもの）を提出すること。

#### **4 成果の発表（業務 1～3 共通）**

本事業の成果を甲の HP 内において情報発信する。具体的な掲示内容については、甲乙協議して定める。

### **第 5 統括責任者の設置**

乙は、本事業にあたって十分な経験を有する者を統括責任者として設置しなければならない。なお、統括責任者は、本事業が終了したときは、その内容について厳密な照査検算を行い、錯誤等の修正を行わなければならない。

### **第 6 受託者の責務**

#### **1 事業費の適正執行**

乙は、本事業の実施に当たり、当該事業費が県民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、適正に執行されるよう努めなければならない。

#### **2 苦情等の処理**

本事業に伴って生じたトラブル等に関しては、乙が責任を持って対応すること。

#### **3 信用失墜行為の禁止**

乙は、本事業の実施に当たり、法令違反等の甲の信用を失墜する行為を行ってはならない。

#### **4 個人情報の取り扱い**

乙は、本事業の実施時または実施終了後において、本事業の実施により知り得た個人情報について個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に基づき適切に取り扱うこととする。

#### **5 機密の保持**

乙は、本事業を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

### **第 7 業務報告**

乙は、本事業の遂行にあたり、本事業の着手及び完了後、速やかに次の書類を提出しなければならない。

- (1) 委託業務着手届(別記第 1 号様式)
- (2) 委託業務完了届(別記第 2 号様式)
- (3) 委託業務実績報告書(別記第 3 号様式)

### **第 8 委託料の支払い**

乙は、委託料の支払いを請求するとき（概算払を含む）は、次の書類を甲に提出しなければならない。

ない。

- (1) 委託料精算払請求書（別記第4号様式）
- (2) 委託料概算払請求書（別記第5号様式）
- (3) 委託料概算払精算書（別記第6号様式）

## 第9 暴力団排除条項を確認するための書類

暴力団排除条項を確認するため、次の書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 暴力団排除に関する誓約書（別記第7号様式）
- (2) 役員一覧（別記第8号様式） ※該当ある場合

## 第10 その他

### 1 本仕様に定めのない事項等

乙は本事業の遂行にあたり、不明な点や変更点、本仕様等に定めのない事項が発生したときは、甲と協議の上、決定するものとする。

### 2 留意事項

- (1) 本事業に関連し、乙の故意又は過失など乙の責により、甲に損害が生じた場合は、乙は甲に対してその損害を賠償しなければならない。
- (2) 乙は、本事業の遂行上必要とする資料の収集に当たって関係機関の協力を得る場合は、あらかじめその趣旨を甲に連絡した上で行うこととする。
- (3) 乙は、本事業の期間において、甲との間で随時打合せを行う。

別記第1号様式

令和 年 月 日

福島県知事様

受託者 住所  
名称  
代表者

委託業務着手届

令和 年 月 日付けで締結した下記委託業務に着手しましたので、届け出ます。

記

1 業務名

2 委託料の額

金 円

(うち消費税及び地方消費税の額

円)

3 委託期間

着手 令和 年 月 日

履行期限 令和 年 月 日

令和 年 月 日

福島県知事様

受託者 住所  
名称  
代表者

委託業務完了届

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務を完了しましたので、届け出ます。

記

1 業務名

2 委託料の額

金 円

(うち消費税及び地方消費税の額

円)

3 委託期間

着手 令和 年 月 日

完了 令和 年 月 日

令和 年 月 日

福島県知事様

受託者 住所  
名称  
代表者

委託業務実績報告書

令和 年 月 日付けで締結した下記委託業務について、下記のとおり実績を報告します。

記

1 業務名

2 委託料の額 金 円

(うち消費税及び地方消費税の額 円)

3 委託期間 着手 令和 年 月 日

完了 令和 年 月 日

4 委託業務に要した経費

<総括表>

委託契約額	支出実績額	概算払金額	受けるべき委託金の額

5 成果品

(別途実績が分かるものを添付すること。)

令和 年 月 日

福島県知事様

受託者 住所  
商号又は名称  
代表者

委託料精算払請求書

令和 年 月 日付けで締結した「 」について、下記のとおり請求します。  
記

1 請求金額（支払残額） \_\_\_\_\_ 円

確定金額	受領済額	残 額	備 考

2 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び名義

令和 年 月 日

福島県知事様

受託者 住所  
名称  
代表者

委託料概算払請求書

令和 年 月 日付けで締結した「 」について、下記のとおり請求します。  
記

1 概算払請求額 \_\_\_\_\_ 円

内訳

契約金額	受領済額	今回請求額	残 額	備 考

2 概算払が必要な理由

3 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び名義

令和 年 月 日

福島県知事様

受託者 住所  
名称  
代表者

委託料概算払精算書

令和 年 月 日付けで締結した「 」について、概算払を受けた委託料の精算状況を下記のとおり報告します。

記

契約金額 \_\_\_\_\_ 円

内訳

概算払交付金額	実績額	過不足額	備考

※過不足額欄は、概算払交付金額から、契約金額又は実績額のいずれか低い額を差し引いた額を記載すること。

暴力団排除に関する誓約書

福島県知事 様

私及び参画機関は、次の1の各号のいずれかに該当し、若しくは2の各号のいずれかに該当する行為をし、又は1に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、[業務名]の委託契約を解除されても意義を申しません。

また、これにより損害が生じた場合でも、一切私の責任といたします。

- 1 貴県との取引に際し、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
  - (1) 暴力団
  - (2) 暴力団員
  - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (4) 暴力団関係企業
  - (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
  - (6) 次のいずれかに該当する関係にある者
    - イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること
    - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること
    - ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
    - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
    - ホ その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること
- 2 自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて貴県の信用を棄損し、又は貴県の業務を妨害する行為
  - (5) 務を妨害する行為
  - (6) その他前各号に準ずる行為
- 3 上記2(1)～(5)の行為があった場合は、法的処置(民事、刑事)を講じられても構いません。

記入日 令和 年 月 日

住所(又は所在地)

社名及び代表者名  
又は個人事業主の氏名

